

徳島県監査委員告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第一項の規定に基づき、包括外部監査人の監査の事務を補助する者について、包括外部監査人梶野正寛との協議が調ったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

令和五年四月二十八日

徳島県監査委員

| | |
|---|---|
| 岡 | 梶 |
| 崎 | 原 |
| 悦 | 一 |
| 夫 | 哉 |

一 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名 戸田 順也

住所 徳島県板野郡上板町佐藤塚字西三三五番地

氏名 井関 勝令

住所 徳島県徳島市万代町五丁目五三番地の一

二 包括外部監査人の監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和五年四月二十日から令和六年三月三十一日まで